

## 【認可外保育施設（月ぎめ利用）の無償化の給付の請求について】

### 1 無償化の対象となる要件

練馬区より保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けていること。

注1 保育の必要性の認定は、給付を受けようとする前月までに保育課保育認定係へ申請する必要があります。

注2 利用する施設が、無償化の対象として施設の所在自治体から「確認※」を受けている必要があります。（「確認」の有無は施設または施設の所在自治体へお問い合わせください。）

※ 「確認」を受けるためには、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要がありますが、R6年9月30日までは経過措置期間としてこの要件が適用されません。経過措置期間終了後のR6年10月以降、「確認」を受けていない施設は保育料の無償化の対象ではなくなりますのでご注意ください。

### 2 給付額

- ・ 保育料（保育料のみ。給食費、バス代等は除く）のうち、以下の金額を上限として補助します。
- ・ 4～6月分を8月、7～9月分を11月、10～12月分を翌2月、1～3月分を5月までに、申請書にてご指定の口座へ振り込み予定です。

年齢、課税状況		補助額
0～2歳児 クラス	非課税世帯	42,000円
	課税世帯	対象外
3～5歳児クラス		37,000円

### 3 提出書類

以下の書類を練馬区保育課窓口へ持参、または郵送によりご提出ください。

A	施設等利用費請求書 （償還払用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>4～6月分を7月中、7～9月分を10月中、10～12月分を翌1月中、1～3月分を4月中</b>にご提出ください。</li> <li>※個別に申請時期のご案内は致しませんので、申請漏れのないようにご注意ください。</li> </ul>
B	特定子ども・子育て支援の提供に 係る領収証兼提供証明書 （月別）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当該月の保育終了後に</u>、施設へ発行を依頼してください。</li> <li>・ <b>Aの提出時</b>に、申請期間分を提出してください。</li> <li>・ 同時に認可外保育施設保育料補助金の申請を行う場合、この書類を補助金用領収書と共用することができます。</li> </ul>
C	同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付金額等を算出するにあたり、区が保有する情報を確認することに同意いただく書類です。</li> <li>・ <b>初回申請時のみ</b>で結構です。</li> </ul>

※ 申請書や証明書の様式は区ホームページよりダウンロードできます。  
右のQRコードよりアクセスできます。



### 4 お問い合わせ

練馬区保育課保育サービス推進係 03-5984-1622

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 10F